

令和8年5月14日(木)
大崎タイムス掲載

熱中症 早期発見、対処を

宮城労基協 古川で予防管理者教育

宮城労働基準協会主催の「熱中症予防管理者労働衛生教育」が12日、古川商工会議所で開かれた。それぞれの企業で熱中症予防に携わる76人が受講し、「早期発見、迅速対処」を軸とした現場での熱中症予防について講習を受けた。

昨年6月の労働安全衛生規則改正で、職場での「熱中症の早期発見」「重症化防止措置」「手順書の作成と周知」が義務化された。各現場に熱中症予防管理者を選任し、適切な役割分担で熱中症の予防に努めることが求められている。

この日の講習は、改正に伴いことし3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき取り組む。東北大学教授で統括産業医の黒澤一さんが講師を務め、熱中症の症状や予防方法、事例、救急措置、関係法令の5科目

熱中症予防に関して講話する黒澤さん

.....

.....
このうち1度から4度に分類されている熱中症の重症度について、「自分たちで対処できる2度までと、医療機関での治療が必要な3度以上の見極めが現場において大切」と説明。ペットボトルを自力で開けて飲めるかといった、その場で確認できる判断材料について指導した。

